

規制改革推進会議 医療・介護WG(第15回)資料

生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進に 向けた農林水産省における取組について(1)

平成30年4月3日
農林水産省

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省	これまでの実施状況 (平成30年3月31日時点)	今後の予定 (平成30年3月31日時点)
生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進	農業協同組合など関係者に対するヒアリングを行い、生鮮食品の機能性表示食品制度の活用促進のための施策を検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。	平成29年度検討・結論、平成30年度措置	消費者庁 農林水産省	<p>1) 生鮮食品での機能性表示食品の届出等に取り組んでいる生産者団体、食品事業者及び機能性に関する研究を行っている者(10者)に対するヒアリングを実施した。</p> <p>2) 平成30年3月に「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」(平成27年3月30日付け消食表第141号)及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」(Q&A)(平成29年9月29日付け消食表第463号)を改正し、生鮮食品の特徴を踏まえた取扱いを反映した。</p>	<p>1) 機能性成分含有量の定量試験について、信頼性の高い試験法のJAS規格制定を推進し、届出の円滑化及び品質管理を支援する。</p> <p>2) 届出の相談窓口となり得る自治体やJA等の担当者を育成するセミナーを開催する。</p> <p>3) 機能性の根拠の取得に係る支援 <ul style="list-style-type: none"> ・研究レビューの材料となるエビデンスの取得のため、農林水産物の機能性研究等を推進する。 ・農研機構において研究レビューの改善・充実を図る。 </p>